

住宅改修の独自助成制度実施状況

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※両方助成は、岡崎市、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、江南市、小牧市、高浜市、岩倉市、清須市、北名古屋市、大口町、武豊町

※「助成制度」欄は次の通り ◎:両方実施、○:片方実施、△:検討中、×:なし

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度			
		上乗せ	上乗助成額(上限)	利用者実数(2015年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2015年度)
合計	13	24	—	1,951	20	—	—	269
1 名古屋市	×	×			×			
2 豊橋市	○	○	10万円	314	×			
3 岡崎市	◎	○	20万円	211	○	介護保険給付を除く、下肢・体幹・視覚障害1～3級の者	20万円	6
4 一宮市	○				○	70歳以上の高齢者世帯	54,000円	9
5 瀬戸市	×	×			×			
6 半田市	◎	○	対象者及び要件を満たす者のうち、非課税世帯のみ27万円から介護保険で給付される額を差し引いた残りの額を助成	0	○	身体障がい者の下肢、体幹、視覚1～3級、リフォームヘルパーが必要と認められた改修に限る	課税世帯18万円、非課税世帯27万円	5
7 春日井市	×	×			×			
8 豊川市	×	×			×			
9 津島市	検討中	×			×			
10 碧南市	◎	○	市町村民税課税世帯上限9万円、課税世帯上限27万円	25	○	心身の障害、疾病等の理由により、日常生活を営むのに支障がある65歳以上の方	市町村民税課税世帯上限9万円、課税世帯上限27万円	0
11 刈谷市	◎	○	18万円または16万円	180	○	市民税が非課税の65歳以上の高齢者のみ世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない高齢者	9万円	5
12 豊田市	○	○	上限40万円	558	×			
13 安城市	◎	○	10万円を限度	127	○	①二次予防事業対象者で運動機能に支障のある人 ②ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯(ともに所得税非課税)	10万円を限度	42
14 西尾市	○	○	未記入	未記入	×			
15 蒲郡市	×	×			×			
16 犬山市	×	×			×			
17 常滑市	×	×			×			
18 江南市	◎	○	介護保険適用を超えた経費の9割を助成(限度額12万円)	34	○	要介護(要支援)認定を持っていない70歳以上の方で、生計中心者の前年住民税が非課税の方	経費の9割(限度額12万円)	3
19 小牧市	◎	○	9万円	4	○	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方	18万円	1
20 稲沢市	×	×			×			
21 新城市	○	×			○	耐震改修工事を行い、かつ高齢者等と同居する世帯の者	20万円を上限	1
22 東海市	○	○	課税世帯10万円 非課税世帯40万円	78	×			
23 大府市	○	○	市民税非課税世帯40万円、市民税課税世帯10万円	66	×			
24 知多市	○	○	市民税非課税世帯40万円以内、市民税課税世帯10万円以内	74	×			
25 知立市	○	○	市民税課税世帯10万円、非課税世帯15万円	65	×			
26 尾張旭市	×	×			×			
27 高浜市	◎				○	自立者	10万円(重度の要介護者は30万円)	34
28 岩倉市	◎	○	50万円	0		未記入	50万円	3
29 豊明市	○	○	限度額10万円	10	×			

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度				
		上乗せ	上乗助成額(上限)	利用者実数(2015年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2015年度)	
30	日進市	○	○	改修費20万円に対し8割または9割(18万円)が上限額	36	×			
31	田原市	○	×			○	65歳以上。居室、浴室、トイレ等の改修(取替え、段差等解消)	20万円	77
32	愛西市	×	×			×			
33	清須市	◎	○	記入無し	記入無し	○	65歳以上の本人及びその属する世帯の生計中心者が所得税を課せられていないこと	上限60万円の1/2	0
34	北名古屋	◎	○	150,000円	46	○	記載無し	記載無し	記載無し
35	弥富市	×	×			×			
36	みよし市	○	○	限度額30万円(対象額の1/5補助)	27				
37	あま市	×	×			×			
38	長久手市	○	×			○	満65歳以上で市民税非課税世帯の方	上限30万円	10
39	東郷町	×	×			○	視覚障害者	15万円	0
40	豊山町	○	○	補助率2分の1。課税世帯10万円、非課税世帯30万円	1				
41	大口町	◎	○	工事費50万円の1/2	6	○	①認定を受けていない70歳以上の方 ②視覚障がい、肢体不自由のうち下肢不自由若しくは体幹不自由または脳原性運動機能障害の中の移動機能障害を有する身体障がい者手帳の交付を受けておりそれぞれの障害の程度が1級又は2級に該当する者。特定疾患医療受給者票の保持者。	①10万円を限度とし、9割(介護保険2割負担の方は8割)助成 ②対象経費の2分の1(対象経費は最大100万円まで)。	15
42	扶桑町	○	×			○	運動機能の低下により二次予防事業の対象者と認定された者の内、町民税が16万円以下の世帯の方	限度額18万円	2
43	大治町	×	×			×			
44	蟹江町	×	×			×			
45	飛島村	×	×			×			
46	阿久比町	×	×			×			
47	東浦町	○	○	非課税40万円 課税10万	50	×			
48	南知多町	×	×			×			
49	美浜町	×	×			×			
50	武豊町	◎	○	対象経費の1/2補助 30万円を限度	39	○	65歳以上の要援護者。	対象経費の1/2補助(30万円を限度)	46
51	幸田町	○	×			○	体幹機能障害及び運動機能障害3級以上 視覚障害2級以上	20万円	
52	設楽町	×							
53	東栄町	×	×			×			
54	豊根村	○	×			○	村民であって工事完了後その住宅に継続的に生活する者	工事費の1/3(上限25万円)	10